

令和6年度小学校新1年生の保護者の皆様へ

就学援助制度 新入学学用品費の入学前支給のご案内

市では、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費・修学旅行費等の援助や、給食費が免除される『就学援助制度』を設けています。

『就学援助制度』のうち、入学の際に必要なランドセル等の購入に係る経費「新入学学用品費」を入学前に支給いたします。詳しくは以下のとおりとなります。

■支給額・支給時期

支給額	54,060円
支給通知	認否決定後、通知を送付いたします。
支給時期	令和6年2月下旬予定
支給方法	申請書に記載された指定の口座へお振込みいたします。



■支給の対象となる方

以下の1～4の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 令和6年1月1日時点で登米市に住所を有する方
- 令和6年4月に小学校に入学を予定している児童の保護者
- 次のいずれかに該当する方で援助が必要と認められる方
 - 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされている
 - 個人事業税の減免を受けている
 - 世帯に課税された市民税の非課税又は減免を受けている
 - 固定資産税の減免を受けている（家屋の新築等による減免は除く）
 - 国民年金保険料の掛金の免除を受けている（減免・納付猶予を除く）
 - 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている（課税時の軽減は除く）
 - 児童扶養手当の全額支給を受けている
(一部支給の場合でも、申請書には児童扶養手当証書の写しを添付してください)
 - 生活福祉資金の貸付を受けている（宮城県社会福祉協議会）
 - その他（世帯員の構成、収入状況により準要保護と認められるもの）

上記（1）～（8）の要件のいずれにも該当しない場合で、生活保護に準する程度に

生活が困窮していると認められる場合 ※詳細は次項に記載

- 生活保護及び他の市町村の制度で、同様の支給を受けていない方

※生活保護を受給中の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため、この制度は支給対象外となります。

■生活困窮の目安

4人世帯：父（30代）・母（30代）・小学1年生・幼稚園児の場合

- ・会社員等の場合 世帯の給与収入額 300万程度
- ・自営業者等の場合 世帯の総所得額 270万程度

●収入額等については、世帯の合計額で判定します。また、上記の金額はあくまで目安ですので、その他収入（年金等）状況、世帯の人数や年齢により、基準が変わります。

■申請方法・申請時期

援助を希望される方は下記のとおり申請してください。

- 提出書類** 「就学援助受給申請書兼世帯票兼口座振替依頼書」
- 添付書類** (1) 支給対象の条件3(1)～(8)に該当する場合、それぞれを証明する書類
(2) 通帳の写し
(3) 令和5年1月2日以降に登米市に転入した方がいる場合、
その方の前住所での課税証明書
(4) 被災証明書の写し（東日本大震災により被災し、被災が要因で生活が困窮している方）
- 提出期限** 令和5年12月22日（金）※必着
- 提出方法** 下記提出先に持参または郵送
- 提出先** 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
登米市教育委員会教育部学校教育課（中田庁舎3階）



⚠️ 注意事項

- 新入学学用品費以外の援助（学用品、学校給食費等）を希望される方は、**入学後に就学援助制度に申請していただく必要があります。**入学前支給を受給した方も改めて申請が必要となりますので、ご注意願います。
- 今回の新入学学用品費の**支給を受けた方**は、入学後の就学援助制度の「新入学学用品費」は**支給対象外**となります。（※単価改正等により差額が生じた場合は差額分を就学援助費で支給します）
- 登米市で入学前支給を受けた後に転出された方は、返納は求めませんが、**転出先の自治体に登米市で入学前支給を行った旨を通知しますのでご了承ください。**
- 今回、提出漏れや、審査の結果で否認定となりましても、入学後に就学援助制度に申請していただき、「準要保護」認定となった場合には、入学後に同様の費用を支給いたします。
- 提出書類に不備があった場合、審査ができない場合や支給が遅くなる場合があります。**提出前に再度記入内容及び添付書類をご確認ください。**

■お問い合わせ先

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 中田庁舎3階

登米市教育委員会教育部学校教育課 就学援助担当まで TEL 0220-34-2679

裏面は申請書記入例です